

公共下水道・農業集落排水施設の使用料金を改定します

問 都市計画課 都市計画係 ☎ 75-4827

公共下水道 旧使用料金（税抜）

基本料金	5 m³まで	750円
	10m³まで	1,500円
超過料金	1 m³あたり	150円

農業集落排水 旧使用料金（税抜）

基本料金	5 m³まで	800円
	10m³まで	1,600円
超過料金	1 m³あたり	160円

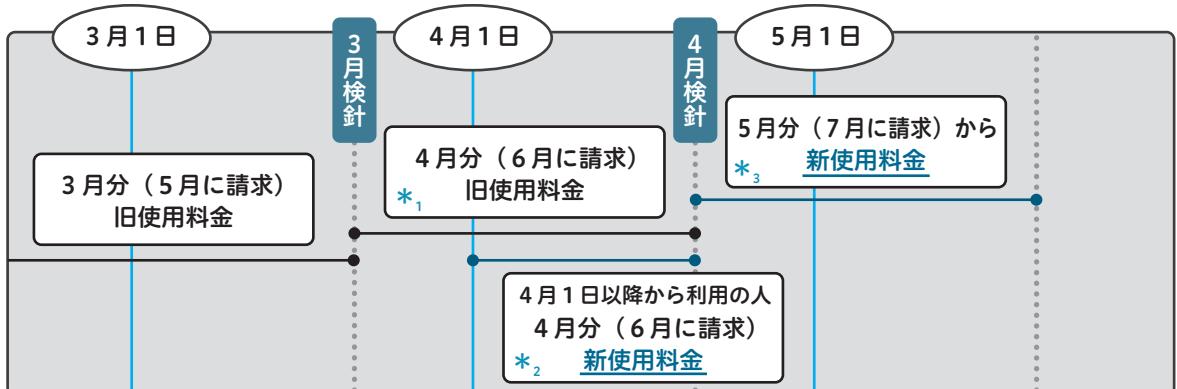


公共下水道／農業集落排水 新使用料金（税抜）

基本料金	5 m³まで	900円
	10m³まで	1,800円
超過料金	1 m³あたり	180円

※コミュニティ・プラント事業は、4月から公共下水道事業と統合します

【新使用料金の適用】



*₁ … 3月から継続して利用された4月分（6月に請求）は、旧使用料金を請求します。

*₂ … 4月1日以降に下水道を開始された場合は、4月分（6月に請求）から新使用料金となります。

*₃ … 5月分（7月に請求）からは、新使用料金を請求します。

家庭や事業所から排出される汚水処理費用は、使用者が負担するのが原則です。
しかし、現行の使用料では対象経費に対し、料金収入が不足している状況で、その不足分は市の一般会計から補填しています。

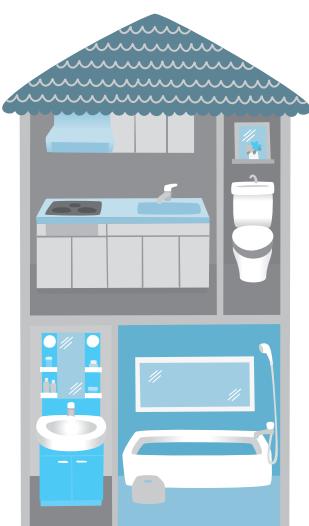
公共下水道使用料金および農業集落排水施設の使用料金の改定を提案。昨年12月の市議会定例会で料金等に関する条文を議決され、今年4月から実施します。

また、使用料金の改定に合わせ、公共下水道使用料金と農業集落排水施設の使用料金を統一使用料金とします。

今後も、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努め、最大限の経営努力を図つてまいりますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

お忘れなく！ 水道の届け出を

問 水道課 管理係 ☎ 75-3003



〈用途変更の場合〉

営業用の水道を家庭用に変更された場合など、使用用途を変更されたときは届け出が必要です。詳しくは検針票を確認いただき、水道課まで問い合わせください。

〈転出の場合〉

転出の届け出等で市役所に来庁の際は、水道課で使用開始の届け出をしてください。電話での届け出も可能です。使用終了の届け出がないと、使用していくなくても基本料金が発生しますので、使用終了前に届け出してください。